【別表】特預金使途に関する費用負担の考え方

施策内容		費用負担の考え方
1.	不法投棄・不適正保管対策へ の支援事業の拡充	・不法投棄等対策支援事業の拡充であることから、特預金で全額 負担する。 (第6回合同会議資料を参照)
2.	自動車リサイクル情報システムにおける データセンターの機能維持のための更新	 ・データセンターの機能維持のための更新費用総額を情報システム利用法人ごとに按分する。 ・資金管理法人及び情報管理センター負担分については、ユーザー(資金管理料金/情報管理料金)とメーカーにおいて、折半負担とする。 (第36回諮問委員会資料を参照) ・情報管理センターのユーザー(情報管理料金)負担部分には、資金の余剰が少ないことから、特預金を充当する。 ・資金管理法人は余剰資金(繰越金)に余裕があることから、今回(平成31年度実施予定)の更新については特預金の充当を行わない。
3.	大規模災害への対応	
	①災害発生時:番号不明被災 自動車への再資源化預託金等 の預託等	・資金管理業務として対応する。 ・資金管理料金会計に影響を及ぼす場合に備え、特預金残高の中で一定額を確保し、必要に応じて当該確保額から特預金の充当を行う。 (第41回諮問委員会資料を参照)
	②事前対応:災害時における 自動車リサイクルの円滑化に 資する情報提供・協力事業	・指定再資源化機関2号業務として対応する。 ・指定再資源化機関2号会計における資金の余剰が少ないことから、特預金を充当する。 (第41回諮問委員会資料を参照)
4.	自動車リサイクルの更なる発展に向けた 理解活動の取組	・主にユーザーのための理解活動の取組みについては、全額ユーザー負担とする。(各指定法人毎の負担按分については、当該取組の対象となる自動車ユーザー数を基に按分) ・各指定法人会計収支に影響を及ぼす場合は、特預金を充当する。(当面は施策の金額規模を考慮して特預金を充当予定)
5.	再生資源等を活用した自動車に対する 再資源化等預託金の割引	
	①再資源化等預託金の割引	・法第98条第2項に基づき全額特預金を充当する。
	②割引実務に関連する業務 ・対象車種審査事務 ・ユーザーや関連事業者への周知	・法第98条第2項に基づく再資源化等預託金の割引のための付帯 業務であることから、全額特預金を充当する。